

新規上場申請のための半期報告書

(第16期中)

自 2025年9月1日
至 2026年2月28日

ネイス株式会社

東京都千代田区富士見一丁目3番11号

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 横山 隆介 殿
【提出日】	2026年 5 月27日
【中間会計期間】	第16期中(自 2025年 9 月 1 日 至 2026年 2 月28日)
【会社名】	ネイス株式会社
【英訳名】	NEIS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 南 友介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見一丁目 3 番11号
【電話番号】	03-4212-3906 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 管理本部GM 田島 幸樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見一丁目 3 番11号
【電話番号】	03-4212-3906 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 管理本部GM 田島 幸樹

目次

頁

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】 1
- 2【事業の内容】 2

第2【事業の状況】

- 1【事業等のリスク】 3
- 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 3
- 3【重要な契約等】 5

第3【提出会社の状況】

- 1【株式等の状況】 6
- 2【役員の状況】 9

第4【経理の状況】

- 1【中間財務諸表】 11
- 2【その他】 25

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 26

期中レビュー報告書 巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 中間会計期間
会計期間	自 2025年 9 月 1 日 至 2026年 2 月28日
売上高 (千円)	1, 690, 174
経常利益 (千円)	311, 106
中間純利益 (千円)	200, 933
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	38, 000
発行済株式総数 (株)	4, 000, 000
純資産額 (千円)	511, 889
総資産額 (千円)	1, 829, 276
1 株当たり中間純利益 (円)	50. 23
潜在株式調整後 1 株当たり 中間純利益 (円)	—
1 株当たり配当額 (円)	—
自己資本比率 (%)	28. 0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△137, 476
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△144, 096
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△50, 855
現金及び現金同等物の 中間期末残高 (千円)	743, 443

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、非連結子会社は存在しておりますが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため、また、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 1 株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
4. 当社は、2024年 6 月 3 日付で普通株式 1 株につき10, 000株の割合で、2026年 3 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の分割で株式分割を行っております。なお、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり中間純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、当社は、前中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、前中間会計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当中間会計期間における業績は以下の通りです。(単位：千円)

	2026年8月期 中間会計期間
売上高	1,690,174
営業利益	275,236
経常利益	311,106
中間純利益	200,933

セグメントごとの業績は以下の通りです(単位：千円)

		2026年8月期 中間会計期間
体操教室事業	売上高	1,537,710
	セグメント利益	490,527
発達支援事業	売上高	152,464
	セグメント利益	20,240
その他・調整額 (注)	売上高	—
	セグメント利益 又は損失(△)	△199,661

(注) 各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

<体操教室事業>

体操教室事業については、当中間会計期間で新規に開設した20店舗の集客も順調に推移し、累計で171店舗となりました。既存店についても引き続き高水準で会員数が推移し、当中間会計期間の売上高は、1,537,710千円、セグメント利益は490,527千円となりました。

<発達支援事業>

発達支援事業については、当中間会計期間で新規に開設した1店舗の集客も順調に推移し、当中間会計期間の売上高は152,464千円、セグメント利益は20,240千円となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当中間会計期間末の資産合計は1,829,276千円となり、前事業年度末と比較して231,308千円減少いたしました。

流動資産は1,048,304千円となり、前事業年度末と比較し336,559千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が332,427千円減少したことによるものであります。

固定資産は780,972千円となり、前事業年度末と比較して105,250千円増加いたしました。これは主に、建物及び構築物が43,829千円、差入保証金が35,416千円、投資その他の資産のその他が38,717千円増加したのに対し、有形固定資産のその他が10,071千円減少したことによるものであります。

(負債)

当中間会計期間末の負債合計は1,317,386千円となり、前事業年度末と比較して432,242千円減少いたしました。

流動負債は851,439千円となり、前事業年度末と比較して435,535千円減少いたしました。これは主に、契約負債が221,508千円、預り金が183,090千円、1年内返済予定長期借入金が13,756千円、流動負債のその他が11,786千円減少したことによるものであります。

固定負債は465,947千円となり、前事業年度末と比較して3,293千円増加いたしました。これは主に、長期借入金が37,099千円減少したことに対し、長期預り保証金が24,000千円、資産除去債務が16,603千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は、511,889千円となり、前事業年度末と比較して200,933千円増加いたしました。これは、中間純利益の計上により利益剰余金が200,933千円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は743,443千円となり、前事業年度末と比較して332,427千円減少いたしました。

当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、137,476千円となりました。主な資金の増加要因は、税引前中間純利益310,528千円、減価償却費48,981千円、長期預り保証金の増加による収入19,000千円等であります。他方、主な資金の減少要因は、預り金の減少額183,090千円、契約負債の減少額221,508千円、法人税等の支払額107,950千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、144,096千円となりました。主な資金の減少要因は、有形固定資産の取得による支出71,580千円、差入保証金の差入による支出37,216千円、関係会社株式の取得による支出38,270千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、50,855千円となりました。これは長期借入金の返済によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

(注) 2026年2月10日開催の取締役会決議により、2026年2月27日開催の臨時株主総会にて定款の変更を決議し、2026年3月1日付で当社の発行可能株式総数は8,000,000株増加し、16,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2026年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2026年5月27日)	上場金融商品引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	2,000,000	4,000,000	非上場	完全議決権株式であり、 株主としての権利内容に 何ら限定のない当社にお ける標準となる株式であ ります。 なお、単元株式数は100 株であります。
計	2,000,000	4,000,000	—	—

(注) 2026年2月10日開催の取締役会決議により、2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,000,000株増加し、4,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年9月1日～ 2026年2月28日	—	2,000,000	—	38,000	—	—

(注) 2026年2月10日開催の取締役会決議により、2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,000,000株増加し、4,000,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株) みなみの島	東京都港区白金台5丁目15番5号 トゥワインデール2階	1,200	60.0
南 友介	東京都千代田区	800	40.0
計	—	2,000	100.0

(注) 2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	20,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 —	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	20,000	—

(注) 2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数及び議決権の数については、当該株式分割前の株式数及び議決権の数を記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当中間会計期間(2025年9月1日から2026年2月28日まで)に係る中間財務諸表について、そうせい監査法人による期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2026年2月28日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	743,443
売掛金	97,529
商品	44,520
貯蔵品	40,271
その他	123,126
貸倒引当金	△588
流動資産合計	1,048,304
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	※ 332,609
その他	※ 10,420
有形固定資産合計	343,029
無形固定資産	12,614
投資その他の資産	
差入保証金	368,339
その他	56,988
投資その他の資産合計	425,328
固定資産合計	780,972
資産合計	1,829,276

(単位：千円)

当中間会計期間
(2026年2月28日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	633
1年内返済予定長期借入金	84,600
未払法人税等	107,411
賞与引当金	1,684
契約負債	138,804
未払金	153,242
預り金	283,128
その他	81,935
流動負債合計	851,439
固定負債	
長期借入金	101,088
資産除去債務	167,250
長期預り保証金	197,328
その他	281
固定負債合計	465,947
負債合計	1,317,386
純資産の部	
株主資本	
資本金	38,000
資本剰余金	20,000
利益剰余金	453,889
株主資本合計	511,889
純資産合計	511,889
負債純資産合計	1,829,276

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年 9 月 1 日 至 2026年 2 月 28 日)	
売上高	1,690,174
売上原価	858,277
売上総利益	831,897
販売費及び一般管理費	※ 556,661
営業利益	275,236
営業外収益	
受取利息	788
助成金収入	26,002
その他	10,204
営業外収益合計	36,995
営業外費用	
支払利息	1,125
その他	0
営業外費用合計	1,125
経常利益	311,106
特別損失	
固定資産除却損	577
特別損失合計	577
税引前中間純利益	310,528
法人税等	109,594
中間純利益	200,933

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)	
当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	310,528
減価償却費	48,981
有形固定資産除却損	577
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△12
賞与引当金の増減額(△は減少)	△2,092
助成金収入	△26,002
受取利息及び受取配当金	△788
支払利息	1,125
売上債権の増減額(△は増加)	2,472
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1,925
未収入金の増減額(△は増加)	△1,972
その他流動資産の増減額(△は増加)	3,938
長期前払費用の増減額(△は増加)	△447
仕入債務の増減額(△は減少)	△3,352
未払金の増減額(△は減少)	9,339
未払費用の増減額(△は減少)	145
未払消費税等の増減額(△は減少)	△11,377
預り金の増減額(△は減少)	△183,090
契約負債の増減額(△は減少)	△221,508
長期預り保証金の増減額(△は減少)	19,000
その他	1,538
小計	△54,923
助成金の受取額	25,742
利息及び配当金の受取額	788
利息の支払額	△1,132
法人税等の支払額	△107,950
営業活動によるキャッシュ・フロー	△137,476
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△71,580
差入保証金の回収による収入	1,800
差入保証金の差入による支出	△37,216
長期預り保証金の受入による収入	3,000
資産除去債務の履行による支出	△1,830
関係会社株式の取得による支出	△38,270
投資活動によるキャッシュ・フロー	△144,096

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2025年9月1日
至 2026年2月28日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△50,855
財務活動によるキャッシュ・フロー	△50,855
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△332,427
現金及び現金同等物の期首残高	1,075,870
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 743,443

【注記事項】

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(中間貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2026年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	304,472 千円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
給料手当	281,964千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金	743,443千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	— 〃
現金及び現金同等物	743,443 〃

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

報告セグメントごとの売上高及び利益または損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 2	中間 損益計算書 計上額 (注) 3
	体操教室 事業	発達支援 事業	計		
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	242,894	152,464	395,359	—	395,359
一定の期間にわたり移転される財 又はサービス	1,294,815	—	1,294,815	—	1,294,815
顧客との契約から生じる収益	1,537,710	152,464	1,690,174	—	1,690,174
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,537,710	152,464	1,690,174	—	1,690,174
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,537,710	152,464	1,690,174	—	1,690,174
セグメント利益又は損失(△) (注) 1	490,527	20,240	510,768	△199,661	311,106

(注) 1. 報告セグメントのセグメント利益または損失は、経常利益ベースの数値であります。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△199,661千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

3. セグメント利益又は損失(△)は、中間損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

当中間会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「【注記事項】 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり中間純利益	50円23銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	200,933
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	200,933
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり中間純利益」を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに単元株制度の導入)

1. 株式分割

当社は2026年2月10日開催の取締役会決議に基づき、2026年3月1日をもって株式分割を行っております。当該株式分割の内容は次のとおりであります。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資家層の拡大と株式の流動性の向上を図るとともに、株式の上場に際しての単元株制度へ対応するために株式を分割いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年3月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,000,000株
今回の分割により増加する株式数	2,000,000株
株式分割後の発行済株式総数	4,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	16,000,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	2026年2月12日
基準日	2026年3月1日
効力発生日	2026年3月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

上記の株式分割に伴い、2026年2月27日開催の臨時株主総会決議により、2026年3月1日付で当社の発行可能株式総数（当社定款第6条）は8,000,000株から16,000,000株に変更しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株数を100株といたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

2026年 5月20日

ネイス株式会社
取締役会 御 中

そうせい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

木村勝治

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

大高宏和

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているネイス株式会社の2025年9月1日から2026年8月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネイス株式会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実

施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上